

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 第 629 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (※)

(建築課取扱い) 1

規

則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第57号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(平成元年鹿児島県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「限る。)」の次に「並びに同表(3の項を除く。)に掲げる特定建築物に設けた防火設備(常時閉鎖した状態にある各階の主要な防火扉に限る。)」を加え、同条第2項第1号中「特定建築設備等」の次に「(常時閉鎖した状態にある防火扉を除く。)」を加え、同項第2号中「特定建築設備等」の次に「(同項に規定する防火設備を除く。)」を、「年度」の次に「(初回の報告については、法第7条第5項又は法第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する年度)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政令第16条第3項第2号に掲げる特定建築設備等(常時閉鎖した状態にある防火扉に限る。) 前回の報告を行った日の属する年度(初回の報告については、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する年度)から起算して3年目ごとの4月1日から3月31日まで

第13条第2項に次の1号を加える。

(4) 前項に規定する特定建築設備等(同項に規定する防火設備に限る。) 前回の報告を行った日の属する年度(初回の報告については、法第7条第5項又は法第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。))の規定による検査済証の交付を受けた日の属する年度)から起算して3年目ごとの4月1日から3月31日まで

附 則

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による報告の対象となっていた常時閉鎖した状態にある防火扉に対する改正後の建築基準法施行細則第13条第2項第2号及び第4号の規定の適用については、同項第2号及び第4号中「前回の報告」とあるのは、「前回の報告又は直近において行われた政令第16条第1項各号及び別表(3の項を除く。)に掲げる特定建築物の報告」とする。